

**危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第3号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示(平成19年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第7号)の一部を次のように改正し、平成20年3月7日から適用する。

平成20年3月6日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 勢山 廣直

別表第2の2 高压ガスの要件のその他欄中「関越トンネル、」を削る。